

■労働関係指標【令和5年12月値】

完全失業率 (季節調整値)	2.4% (前月に比べて0.1ポイント低下)	有効求人倍率 (季節調整値)	1.27倍 (前月に比べて0.01ポイント低下)
就業者数 (季節調整値)	6,763万人 (前年同月比37万人増加)	現金給与額 (特別に支払われた給与を除く)	289,905円 (前年同月比0.7%増)

Topics 1. 令和6年10月改正 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大について

本年10月より、現時点では被保険者数101人以上の事業所が対象となっている健康保険、厚生年金保険（以下、社会保険という）における特定適用事業所の範囲が拡大され、被保険者数が51人以上の事業所は、新たにパート、アルバイトなどの短時間労働者を社会保険に加入させることが義務となります。

Point1 特定適用事業所となる事業所

以下のいずれの要件も満たす事業所が新たに特定適用事業所となります。

- ① 厚生年金保険に加入している被保険者数が51人以上
※適用拡大の対象となる短時間労働者、70歳以上の健康保険のみ加入者は含みません。
- ② 1年のうち6か月間以上、被保険者数51人以上となることが見込まれること。

Point2 短時間労働者となる労働者

現在社会保険に加入していない労働者うち、以下の4つすべての要件を満たす方が新たに被保険者となります。

要件	概要	判定にあたってのポイント
労働時間	週所定労働時間 20時間以上	契約上の所定労働時間で判定、臨時に生じた残業時間は含まない (契約上の20時間に満たない場合でも、実労働時間が2か月連続で20時間以上となり、この状況が引き続くと思込まれる場合には、3か月目から保険加入が必要)
賃金	月額賃金 8.8万円以上	週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた額で算出 (残業代、通勤手当・住宅手当などの残業代単価に含めないもの、賞与など臨時的賃金は対象外)
雇用期間	2か月超の 雇用見込みあり	有期契約の更新条項が「契約更新あり」「契約更新する場合がある」は見込みありと判断
適用除外	学生	大学、高等学校、専修学校、各種学校等に在学する学生は適用対象外 (雇用保険の取扱いと同様のため、内定者、休学中や夜間学生は加入対象)

(参考) 東京都の場合: 週20時間以上の契約であれば、月額賃金も8.8万円以上となる。

→時給1,113円(最低賃金) × 20時間 × 52週 ÷ 12か月 = 月額賃金96,460円

※東京都のほか、最低賃金が時給1,016円以上の府県(埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪)が該当

Point3 対象者への周知

新たに短時間労働者となる方には10月以降社会保険加入が必須となることを事前に説明することが必要です。

社会保険への加入で保険料負担の発生が注目されがちですが、健康保険の傷病手当金・出産手当金の受給、将来の厚生年金額の増額など労働者にとって良い点があることも事実です。

また、短時間労働者と社会保険扶養範囲内(年収130万円未満)の対象となる賃金の範囲に違いがあることも留意したうえで、労働者と場合によっては10月以降の労働条件見直しが求められます。

区分	条件	対象となる賃金
社会保険の被扶養者	年収130万円未満 (月平均約10.8万円未満)	支給額のうち、基本給のほか、残業代、通勤手当、賞与などすべてを含む
短時間労働者	月額賃金8.8万円以上 (年収約106万円以上)	支給額のうち、残業代、通勤手当・住宅手当などの残業代単価に含めないもの、賞与など臨時的賃金は除く

最後に、改正まで半年以上時間がありますが、各労働者との調整など一朝一夕では対応できない事項になりますので、ご懸念事項ありましたらお早めに弊社担当までご連絡ください。

Topics 2. 令和6年所得税・住民税 定額減税の概要

令和6年に実施される所得税・住民税の定額減税につきまして昨年末に税制改正法案の内容が決定されました。今後の動きとしては国会の承認を経た後、法律が施行されることとなります。国会審議前に各省庁より実施要領の案が広報されていますので事前に準備できるよう要点を見ていきたいと思えます。

Point1 定額減税の趣旨・背景

デフレ脱却・賃金上昇・消費拡大・投資拡大の好循環を実現するため、今回の改正により所得税と個人住民税の定額減税を実施することとなりました。この税制改正法については国会の審議を経ることが前提となりますので、今後の国会の動向を注視していくことが重要です。

Point2 所得税と住民税の定額減税額

●対象者

令和6年分の所得税に係る合計所得が1,805万円以下の方が対象（給与収入のみの場合2,000万円以下の方）

●所得税の定額減税額

- ・納税者本人・・・3万円
- ・同一生計配偶者・・・3万円
- ・扶養親族・・・1人につき3万円

●個人住民税の定額減税額

- ・納税者本人・・・1万円
 - ・控除対象配偶者・・・1万円
 - ・扶養親族・・・1人につき1万円
- ※納税義務者、同一生計（控除対象）配偶者、扶養親族いずれも国外居住の場合は、対象から除かれます。

Point3 定額減税の処理方法

●所得税の処理方法

令和6年6月1日以降、最初に支給される給与・賞与の源泉徴収額からPoint2の定額減税額を控除します。

※6月給与・賞与で控除しきれない場合は次月以降の給与・賞与で残額を控除します。

(例) 6月給与に係る源泉徴収税額2万円、定額減税額3万円の場合、6月給与で控除しきれなかった1万円は、7月給与の源泉徴収税額から控除します。

●個人住民税の処理方法

令和6年6月分の特別徴収は行いません。Point2の定額減税額を控除した後の住民税額を11分割した額を、7月から翌年5月までの給与から徴収します。

Topics 3. 「アメリカ労働法事情とギグワーカー」

最近、旧知のカリフォルニア(CA)州在住の弁護士とお話する機会がありました。労働法関係で、日本と違うところも、共通した傾向が見えるところもあり、興味深かったので、共有させていただきます。

連邦国家である米国では、州政府の権限が大きく、労働法関係も例外ではありません。例えば、2024年1月1日から、CA州の最低賃金は時給16ドル(約2,300円)となりました。(連邦政府の設定する最低賃金は、7.25ドルのまま)

リモートワークに関して、CA州では、2024年1月以降、雇用者が従業員に直面での就業場所に戻ることを要求する場合には、30日間の事前通知が必要になりました。

最も大きな話題は、ギグワーカーをめぐる労働法環境についてでした。ギグワーカーとは、インターネット上のプラットフォームを通して、単発の仕事を受け負う人を指します。

CA州では、2020年1月にAB-5法(「ギグ法」)が施行され、個人請負の定義を厳格化し、これに当てはまらない労働者を労働法による保護の対象としました。これにより、最低賃金や有給病気休暇、労災保険などの対象となるギグワーカーが激増することになりました。ここで、大手ライドシェア企業であるウーバー社などは、会社が立ち行かないとして、ドライバーには「ギグ法」を適用せず、個人請負の地位を維持して、別の立法で保護措置を講じるとする住民投票(Proposition 22)を同年11月に提案しました。同社らによる2億ドル超の資金提供も功を奏して、この提案は可決されました。

しかし、同提案はドライバーたちから猛反発を受け、訴訟に持ち込まれます。2021年8月には、CA州事実審裁判所が、同提案はCA州法に違反し無効であると判決しました。ところが、2023年3月に、同控訴裁判所がこの判決を破棄し、ドライバーたちは会社から有給病気休暇や健康保険といった福利厚生を受ける権利はないとする一方、組合を結成して報酬や福利厚生の引き上げを交渉することはできる、と決定しました。この件につき、CA州最高裁判所がどのように決着させるのか、まだ係争は進行中です。

上記のごとく、州レベルでギグワーカーの法的扱いについて不明確な状態の中、労働者の権利保護を重視するバイデン政権は、ギグワーカーが一定条件を満たせば、従業員としてみなすという、労働省による連邦レベルの新規則を本年1月に発表し、この3月に発効します。米労働省によると、新規則では、企業が労働者の仕事をどの程度管理しているか、労働者の仕事が事業にとってどの程度不可欠か、など6つの基準により、労働者が従業員なのか独立請負業者なのかを判断する、とされています。これに対し、例えばウーバー社は、「柔軟な働き方で収入を得ようとするドライバーの独立性を損なう」と声明し大反対していますので、今後訴訟に発展する可能性は十分にあります。つまり、ギグワーカーの代表格であるライドシェア企業のドライバーたちの労働法的立場は、州レベルでも連邦レベルでも、まだ安定していないのです。

日本でも、本年1月には、アマゾン・ジャパンの配送業務を直接受託する個人事業主のドライバーらが労働組合を結成して、最低報酬の引き上げや労災保険の適用を求める団体交渉を申し入れましたが、団体交渉権が認められるか、せめぎ合いが続いています。

ギグワーカーをめぐる労働法上の扱いは、当面世界的に論議的であり続けるものと思われます。

国際業務担当ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《弥生》 生成AIで未来を創る

AIは画像や音声を認識したり、データを分析したりすることで、私たちの生活や仕事を支援してくれます。しかし、AIが自ら学習して新たなコンテンツを生成することができるとしたら、どうでしょうか？

生成AIとは、ディープラーニングという機械学習の手法を用いて、画像やテキスト、動画、音楽などを作り出すことができるAIのことです。生成AIは、人間があらかじめ答えを教えなくても、AI自らが答えを探して学習することができます。そのため、人間の想像力を超

えた創造物を生み出すことが可能です。

生成AIは、人工知能の新たな可能性を広げる技術です。生成AIの特性や利用方法、メリットやデメリットを理解し、未来をより豊かにするために活用しましょう。

今回の編集後記については生成AIで作成しました。工夫して指示を何度も出し直す必要はありましたが、違和感はありません。文章の生成がされたと思います。科学の力はすごいですね。(木)



バックナンバーはこちらから!

<https://www.arcandpartners.com/blog/maronie>

